

消費税率の引下げ及びインボイス制度の廃止に関する意見書（案）

終わりの見えない物価高騰で国民の暮らしは困難を極めている。中小企業からは、コロナ禍による打撃からの回復もままならず、事業存続を危ぶむ声も上がっている。

物価高騰を上回る賃上げが切実に求められている中、東京商工リサーチの調査によると、中小企業では原材料価格・電気代・燃料費などの高騰やコスト増加分を価格に転嫁できていないことが、賃上げができない理由に上がっている。消費税をはじめとする税や社会保険料の負担に耐えられず、公租公課を滞納することにより、倒産する事例も増えている。

利益が出ていなくても、赤字でも、納付を迫られる消費税は、応能負担の原則に反しており、所得の低い人ほど負担の割合が重くなる逆進性の強い税金である。消費税率を引き下げるとは、国民の暮らしの負担を軽減し消費を促すとともに、中小企業にとっても経営を支え、減税分を賃上げの原資とすることもできる。

また、複数税率に伴って導入された適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）によって、消費税の免税事業者は、適格請求書（以下「インボイス」という。）の登録をしなければ取引を打ち切られる、消費税分の値引きを求められるなどの困難に直面し、多くの事業者が減収となっている。反対にインボイスの登録をすれば、課税事業者となり、新たな税負担が重くのし掛かる。

激変緩和措置である２割特例も３年間のみとなっており、その後の重い負担に「生きていくことを諦めようと考えている」など、痛切な声が上がっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、消費税率を引き下げるとともに、インボイス制度を廃止することを強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

} 宛て